

「中心市宣言」を行いました

定住自立圏の形成

中心市と周辺市町村が生活実態や将来像を勘案し、協定を結ぶことにより、定住自立圏を形成。



定住自立圏共生ビジョンの策定



6月19日、中野市議会定例会最終日に、小田切市長が、定住自立圏構想の中心市宣言を行い、定住自立圏の形成に向け、圏域において中心的な役割を担う意思を表明しました。

◆定住自立圏構想

定住自立圏構想とは、圏域の市町村が連携・協力して住民生活に必要な生活機能を圏域全体で確保し、圏域の一体的発展と定住人口の促進を図るための取り組みです。

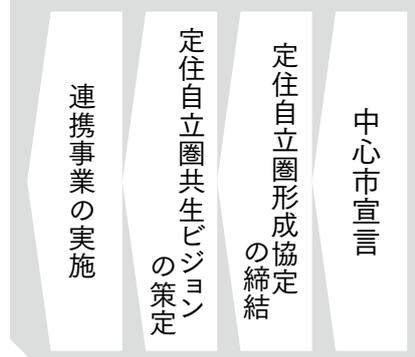
わが国においては、今後、大幅な人口減少と少子高齢化が見込まれており、3大都市圏はもとより、とりわけ地方の経済や活力が減退していくことが懸念されています。

こうした中、市町村が枠組みを越えて圏域全体の将来像を見据え、圏域住民が安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが求められています。

◆中心市宣言

都市機能の確保をはじめ、圏域の市町村が連携・協力し定住自立圏を形成していく上で、人口など一定の条件を満たす市が中心的役割を担うことを宣言するものです。中野市は飯山市とともに、2つの市を合わせて1つの中心市と

定住自立圏構想の流れ



みならず複眼型中心市として定住自立圏構想に取り組んでいきます。

◆連携する市町村

北信地域の6市町村（中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村）で圏域の形成に向けて協議を進めていく予定です。

◆今後の取り組み

中心市と周辺市町村で協議を進め、連携していこうとする取り組みについて、中心市と周辺市町村が議会の議決を経て1対1で「定住自立圏形成協定」を結びます。その後、圏域の将来像や具体的な取り組み内容を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、連携事業を実施してまいります。

問い合わせ先

市役所政策情報課政策推進係
☎21111（内線2116）



中心市宣言(全文)

中野市と飯山市は、長野県の北部に位置し、市内を千曲川が流れ、東方には、上信越高原国立公園志賀高原が望まれ、西方に北信五岳が一望できる景勝に恵まれた、「日本のふるさと」といえる原風景が広がる自然豊かなまちです。気候は四季折々変化に富み、内陸性気候の特色を持つ夏季は暑く、冬季は日本海側からの季節風が大雪をもたらします。

中野市は、作曲家の中山晋平、国文学者の高野辰之を輩出し、土人形の里として知られる文化の香る田園都市です。基幹産業の農業においては、きのこや果樹栽培が全国でも有数の品質と生産量を誇っています。また、上信越自動車道の二つのインターチェンジは、北信州の玄関口として交通の要衝となっています。

飯山市は、名僧正受老人の正受庵をはじめとする寺社が建ち並ぶ、江戸時代から続く寺町文化の城下町です。産業は伝統工芸の飯山仏壇、内山紙が有名で農業も盛んです。また、平成27年春には北陸新幹線飯山駅の開業を控えており、観光振興をはじめ様々な観点から大きな期待が寄せられています。

山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村においても農業や商工業はもとより、歴史・文化資産、ウィンタースポーツの基地や温泉など観光資源を有しており、域内において互いにその恩恵を享受してきました。

しかしながら、我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれており、三大都市圏はもとより、とりわけ地方圏においては、大幅な人口減少と少子高齢化の進展により、経済活動の縮小や地域活力の減退が進むことが懸念されています。こうした中、医療や福祉をはじめ、住民が生活していく上で必要な都市機能を、市町村が単独で整備することは極めて困難であります。

このような状況を踏まえ地域の将来を見据えた場合、都市機能の集約とネットワーク化の考え方にに基づき、圏域市町村が相互に連携・協力をして、生活に必要な機能を圏域全体で確保することにより、圏域の一体的な発展と定住人口の促進を図ることが求められます。

中野市と飯山市は、北信圏域の中心市として、誰もが安心して住み続ける、住んでよかったと思える地域とするため、市町村の枠にとらわれず北信圏域全体を見据え、各般にわたり連携するとともに、地域の実情に応じた自主的・自立的な取り組みを進めていくことのマネジメントを担い、理想と信念をもって邁進していくことを決意し、その意思をここに宣言いたします。

平成24年6月19日

中野市長 小田切治世

飯山市長 足立正則

さらに
利用しやすく

住民基本台帳カード

住民基本台帳カード(住基カード)が、7月9日(月)から転入先の市区町村でも継続してご利用いただけます。(転入先の市区町村で、継続利用の手続きが必要です)

便利です！住基カード

このカードがあると転入・転出手続きの特例が受けられます。

また、写真付きのカードは、運転免許証などと同様、公的身分証明書として利用できます。この機会に申請手続きをお勧めします。

継続利用上の注意

次のような場合は手続きや利用ができなくなりますので、注意が必要です。

○転入日から90日が過ぎた場合

○転出予定日から30日が過ぎた場合(住基カードが失効します)

○住基カードによる市区町村

の独自サービスは、継続に
ならない場合があります。
(現在、本市では独自サ
ビスを行っていません)

○住基カードに電子証明書機
能がある場合、市外への転
出や市内で転居した場合、
証明機能が失効します。
(再取得する場合は、住所
地の市区町村で手続きが必
要です)

問い合わせ先

市役所市民課窓口係
☎(22) 2111 (内線236)